

東京農工大学大学院工学府教育規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第51条第4項、第65条第2項、第66条第4項、第68条第2項、第71条第7項、第71条の2第2項及び第72条第3項の規定に基づき、東京農工大学大学院工学府(以下「学府」という。)の教員組織、授業科目及び単位数、教育課程及び履修方法、学位論文の提出時期、審査方法等については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(他の専攻等の単位の修得)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により、選択科目の単位数に算入することができる単位は、博士後期課程の学生にあつては、博士後期課程の他の専攻、生物システム応用科学府博士後期課程及び一貫制博士課程(3年次から5年次までに限る。)並びに連合農学研究科の博士課程において修得した単位とする。</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京農工大学学則(以下「学則」という。)第51条第5項、第65条第2項、第66条第4項、第68条第2項、第71条第7項、第71条の2第2項及び第72条第3項の規定に基づき、東京農工大学大学院工学府(以下「学府」という。)の教員組織、授業科目及び単位数、教育課程及び履修方法、学位論文の提出時期、審査方法等については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(他の専攻等の単位の修得)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により、選択科目の単位数に算入することができる単位は、博士後期課程の学生にあつては、博士後期課程の他の専攻、<u>農学府4年制博士課程</u>、生物システム応用科学府博士後期課程及び一貫制博士課程(3年次から5年次までに限る。)並びに連合農学研究科の博士課程において修得した単位とする。</p>	

附 則(平成30年4月1日工規則第1号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。